

平成29年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年5月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第5回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は35名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭 (欠席)
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一 (欠席)
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2 号 農地改良届出について
- ・ 報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- ・ 報告第 4 号 和解仲介の結果について
- ・ 議案第 1 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・ 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農用地利用集積計画 (特例事業関係) について
- ・ 議案第 6 号 平成 28 年度活動計画の点検評価及び平成 29 年度活動計画の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石 橋 一 良
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	河 辺 義 弘

7. 本会議に出席した他課の職員

無

(開会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席につきましては、24番原田委員、34番日吉委員より欠席の届出がありました。
ただ今の出席委員は35名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会
議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に9番田中委員、10番釜堀委
員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま
す。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5頁まで計26件ございます。以上、
報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません本件について、
質問や意見はありませんか。1番小林委員。
- 1 番 (小林委員) 利用権設定については、貸して借りての双方にて申請を行う者ですが、貸して
借りて共に条件等を話し合われてされていると思いますが、農業委員会での審議は行なわれ
ているのですか。
- 事務局 (松尾) 今回はございませんが、先月の定例会においても議案として提出し審議を行なっ
ていただいているものです。(今回の解約について・・・「と発言するものあり。)」
- 議 長 他に質問はございませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (松尾) 6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当委員の報告を求めます。1番小林委員。
- 1 番 (小林委員) 土地が低く小作不便なため144㎡について隣接地並みに地上げを行い、畑と
して利用するものです。作付け予定はみかんです。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に報告番号2番について、担当委員の報告を求めます。10番釜堀委員。
- 10 番 (釜堀委員) 水はけが悪く作物が出来ないので、隣接地並みに約90cm地上げして水はけ
を良くし、畑として利用するものです。作付け予定は野菜です。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に報告番号3番について、担当委員の報告を求めます。18番樋口委員。
- 18 番 (樋口委員) 水はけが悪いため、転用する隣接地の表土を利用して地上げして水はけを良く
し畑として利用するものです。隣接地は今年2月の定例会にて転用申請があり許可となった
ところですが、その表土を今回の申請地において広げられて、地上げをされていたので指
導をおこないまして、今回の申請となっております、始末書も提出されてあります。作付け
予定は、花木・野菜です。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。

議 長 次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件でございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の報告を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) 本件について説明します。耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建築するものです。用途地域は農用地区域外、農地区分は第1種農地です。以上、報告いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、異議なし。

議 長 なければ、次に、報告番号2番について、担当委員の報告を求めます。29番井手委員。

11番 (井手委員) 耕作の利便性を高めるため、苗床を設置するもので面積は195㎡です。用途区分は農用地区域外、農地区分は第1種農地です。以上報告いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、異議なし。

議 長 次に、報告第4号「和解仲介の結果について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。仲介結果については、和解不成立により打ち切りとなっております。申立人意見および相手方意見の聴取をおこない当初は双方の間を取り持って利用権を再度設定する方向での仲介を考えていたが、双方の話を聞くと、利用権の再設定は不可能だと思われる。ハウス敷地については、平成〇〇年〇月〇日に設定した、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による利用権(使用貸借権)は、更新手続きがされなかったため、平成〇〇年〇月〇日に終了しており、現在、借り手には何の権利もないものとする。口頭の約束で貸し借りを行っているという柿園については、借地料が払われておらず、賃貸借契約ではなく使用貸借契約と思われるが、使用貸借契約であれば、貸し手が返して欲しいと申し出をした場合、原則として借り手は返すべきであるとする。和解案として、お互い金銭の要求はしないこと。〇〇氏の農地に設置してある〇〇氏のハウスおよび放置してある金属類・パイプ類等の物は、和解の日より〇〇日以内に撤去すること。申立人より和解案はお断りするとの意思表示があったため、和解は不成立となり、仲介主任より和解の仲介の打ち切りが宣言されました。以上説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(今回の件については、もともと利用権設定において・・・と発言するものあり。)

議 長 36番才田委員。

36番 (才田委員) 和解仲介という事ですが、合意に至らなかったのは。

議 長 1番小林委員。

1番 (小林委員) 貸し借りにおいて、双方の話し合いが良くされないままに設定されたことも原因の一つではないかと思われるが、申立人の申請内容のとおり、パイプハウスも設置されているので、何とか営農を再開できないかと調整したが、借り手、貸し手共に貸借の考えはなく、金銭的な補償の話になり本来の申し出と違ってきたが、仲介委員として、再度の貸し借りをお願いしましたがまとまらず不成立となった。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。9番田中委員。

9番 (田中委員) 農地相談の時に同じように利用権で行われているハウスの貸し借りについて借りてある方が高齢のため耕作が出来ずに荒れているので所有者が返してくれと言っても契約期間内なので解約に応じしてくれず、どうしたら良いかの相談がありました。そのように今後同じような問題が出てくると思われますがどのように対応していけばよろしいのでしょうか。

議 長 只今の、9番委員の質問は議案とは直接関係がございませんが、お尋ねの内容については全

議案の審議終了後に、担当課を呼んでお尋ねしたいと思います。

報告第4号について、他に質問や意見はありませんか。

全委員 質問、異議なし。

議 長 次に、議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
事務局 （寺岡）9頁をお願いします。議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」
及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。
ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担
当委員は、36番才田委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

36番 （才田委員）28番宮本委員にお願いしたいと思います。

議 長 28番宮本委員よろしいですか。

28番 （宮本委員）はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に36番才田委員、28番宮本委員を選任します。
よろしくをお願いします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要でありま
す。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する
必要がありますが、担当委員の12番高着委員、どなたか推薦をお願いします。

12番 （高着委員）27番穴見委員、30番大隈委員にお願いしたいと思います。

議 長 27番穴見委員よろしいですか。

27番 （穴見委員）はい、承知しました。

議 長 30番大隈委員よろしいですか。

30番 （大隈委員）はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に12番高着委員、27番穴見委員、30番大隈委
員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要でありま
す。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号3番について、あっせん委員を選任する
必要がありますが、担当委員の2番松尾委員、どなたか推薦をお願いします。

2番 （松尾委員）32番和佐野委員、24番原田委員にお願いしたいと思います。

議 長 24番原田委員よろしいですか。

24番 （原田委員）はい、承知しました。

議 長 32番和佐野委員よろしいですか。

32番 （和佐野委員）はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委
員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要でありま
す。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担
当委員は18番樋口委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

18番 （樋口委員）19番橋本委員にお願いしたいと思います。

議 長 19番橋本委員よろしいですか。

19番
議 長 (橋本委員) はい、了解いたしました。
それでは、審議番号4番のあっせん委員に18番樋口委員、19番橋本委員を選任します。
よろしくお願いします。

事務局 次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。
ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は13番矢野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

13番
議 長 (矢野委員) 25番石井委員にお願いしたいと思います。

25番
議 長 (石井委員) はい、了解いたしました。
それでは、審議番号5番のあっせん委員に13番矢野委員、25番石井委員を選任します。
よろしくお願いします。

事務局 次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 審議番号6番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。
ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は26番西川委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

26番
議 長 (西川委員) 9番田中委員にお願いしたいと思います。

9番
議 長 (田中委員) はい、了解いたしました。
それでは、審議番号6番のあっせん委員に26番西川委員、9番田中委員を選任します。
よろしくお願いします。

事務局 次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 審議番号7番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。
ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は9番田中委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

9番
議 長 (田中委員) 26番西川委員にお願いしたいと思います。

26番
議 長 (西川委員) はい、了解いたしました。
それでは、審議番号7番のあっせん委員に9番田中委員、26番西川委員を選任します。
よろしくお願いします。

事務局 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。
(河辺) 11頁をお願いします。議案朗読をもって説明。13頁まで8件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
4番山崎委員。

4番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。父親から子への贈与であります。問題ないと思われま。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めますが次の 3 番と関連がございますので一括審議といたします。 3 3 番徳田委員。

3 3 番 (徳田委員) 審議番号 2 番、3 番の説明をいたします。申請地は互いに入りこんでいた農地であったが、先代の時代に双方で話し合って、畔をつくり真っ直ぐにしていたものです。子どもさんの時代になり、今回交換による申請となったものです。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番及び 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番及び 3 番を許可といたします。

次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。 2 7 番穴見委員。

2 7 番 (穴見委員) 審議番号 4 番について説明します。内容については、譲渡し人の離農によるもので経営拡大の思いのあった譲受人との間で贈与にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 4 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は許可といたします。

次に、審議番号 5 番について、担当委員の説明を求めます。 1 9 番橋本委員。

1 9 番 (橋本委員) 審議番号 5 番について説明します。父親から子への贈与であります。問題ないと思われま。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 5 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 5 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 5 番は許可といたします。

次に、審議番号 6 番について、担当委員の説明を求めます。 1 9 番橋本委員。

1 9 番 (橋本委員) 審議番号 6 番について説明します。

譲渡し人の労力不足により譲受人との間で売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 6 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 6 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 6 番は許可といたします。

次に、審議番号 7 番について、担当委員の説明を求めます。 1 6 番鶴川委員。

1 6 番 (鶴川委員) 審議番号 7 番について説明します。

譲渡し人が市外へ転居いたしまして、空き家を空き家バンクに登録されましたので、空き家に付属した農地についての取得によるもので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。15番田中委員。

15番 (田中委員) 審議番号8番について説明します。

耕作の便を良くするために譲渡し人と譲受人で売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

ここで、14時45分まで休憩いたします。

〈 休憩 14:32～14:45 〉

議 長 再開いたします。ここで、議案第3号、議案第4号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

事務局 (松尾) 議案第3号、議案第4号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)

議 長 14頁をお願いします。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。3件でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。22番田子森委員。

22番 (田子森委員) 審議番号1番について補足説明します。

太陽光発電設備用地、再生可能エネルギー法による新規事業参入のため所有者については現在市外に住んであり宅地と併せて一体開発するものです。農用地区域外、第1種農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) 雨水関係はどうなっているのでしょうか。

議 長 22番田子森委員。

22番 (田子森委員) 雨水については、既存の排水溝へ流すそうです。

議 長 他に、質問や意見はございませんか。18番樋口委員。

18番 (樋口委員) 宅地と一体開発の場合は、1種農地でも開発できるのですか。

議 長 事務局。

事務局 (松尾) 一体開発の場合は、農地以外と一体開発ですので宅地の部分の2分の1以下の面積であれば1種農地の例外規定に該当いたします。

議長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。

17番 (大山委員) 審議番号2番について説明します。申請地は60年ほど前から梨を栽培されていましたが山間部でもあり、耕作も不便なため、杉を植え山林として利用するものです。農地法の運用、その他の農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。1番

1番 (小林委員) 畑に植えられる木はなにがありますか。

事務局 (松尾) 実を利用する果樹や葉を利用するサカキ等、栽培以後継続して肥培管理がほどこされるものは転用にはあたりませんが、材を利用するための木は転用が必要となります。

議長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員。

6番 (櫻木委員) 審議番号3番について説明します。一時転用(農地改良)です傾斜が大きい斜面の果樹園であるため、段々畑となるよう地上げをおこなうもので改良後の作付けはクルミを予定されています。農地法の運用、農用地区域内にある農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、15頁、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 15頁をお願いします。議案朗読をもって説明。9件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番と2番は譲受人が朝倉市であり内容も関連がございますので一括審議とさせていただきます。担それでは、担当委員の説明を求めます4番山崎委員。

4番 (山崎委員) 転用の目的、飲料水供給施設。理由は現在の施設の老朽化のため、新しく飲料水供給施設を建設するもので、申請地2番に深井戸を堀り薬注ピットを設置し配水池へ送り申請地1番に流量計ピットを設置するものです。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番及び2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番及び2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番及び2番は承認いたします。

29番 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。29番井手委員。

(井手委員) 審議番号3番について説明します。譲受人は〇〇寺で転用の目的、露天駐車場で参拝者用駐車場が不足しているため、現在の駐車場を拡張するものです。雨水は道路の既存側溝へ排水します。その他の農地に該当、第2種農地、農用地区域外、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

12番 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

(高着委員) 審議番号4番について説明します。申請は、自宅への通路が狭く、3月に千代丸・堤線が開通したため、こちらからの通路を整備するものです。第3種農地、都市計画用途地域内です。問題はないと思います。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

27番 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

(穴見委員) 審議番号5番について説明します。申請目的は、自己用住宅。理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理します。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

5番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

(後藤委員) 審議番号6番について説明します。転用目的は自己用住宅。理由については、現在、妻の両親と同居のため、申請地を購入し自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理します。雨水は既設水路へ流します。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

5番 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

(後藤委員) 審議番号7番について説明します。申請目的は、自己用住宅。理由は、現在、

借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理します。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 （窪山委員）審議番号8番について説明します。転用目的は自己用住宅。理由については、現在、借家住まいのため、父親の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水により処理します。雨水は既設水路へ流します。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 （松尾委員）審議番号9番について説明します。転用目的は自己用住宅。理由については、現在、妻の両親と同居のため、申請地を購入し自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理します。雨水は溜桝にて処理し既設水路へ流します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。
次に、18頁、議案第5号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局 （寺岡）18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく願います。
議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。5番後藤委員。

5番 （後藤委員）ありません。

議長 8番窪山委員。

8番 （窪山委員）ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく願います。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、2番松尾委員は、関係がありますの

で審議が終了するまで退室をお願いします。（２番委員、退室後）それでは、あっせん委員の補足説明を求めます。３２番和佐野委員。

３２番（和佐野委員）ありません。

議長 審議番号２番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号２番は承認いたします。審議が終了しましたので、２番松尾委員の入室を認めます。（２番委員、入室後）次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号３番について、あっせん委員の補足説明を求めます。２０番羽野委員。

２０番（羽野委員）ありません。

議長 ２２番田子森委員。

２２番（田子森委員）ありません。

議長 ３１番森委員。

３１番（森委員）ありません。

議長 審議番号３番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号３番は承認いたします。

次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号４番について、あっせん委員の補足説明を求めます。３５番小嶋委員。

３５番（小嶋委員）ありません。

議長 審議番号４番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号４番は承認いたします。

次に、審議番号５番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号５番について、あっせん委員の補足説明を求めます。１２番高着委員。

１２番（高着委員）ありません。

議長 ２７番穴見委員

２７番（穴見委員）ありません。

議長 ３０番大隈委員。

３０番（大隈委員）ありません。

議長 審議番号５番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

事務局 次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。

議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

13番 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

13番 矢野委員。

議 長 (矢野委員) ありません。

25番 25番石井委員

議 長 (石井委員) ありません。

26番 26番西川委員。

議 長 (西川委員) ありません。

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

11番 11番徳永委員。

議 長 (徳永委員) ありません。

16番 16番鶴川委員。

議 長 (鶴川委員) ありません。

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

事務局 次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。事務局。

議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

14番 14番古川委員。

議 長 (古川委員) ありません。

21番 21番伊藤委員。

議 長 (伊藤委員) ありません。

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。
次に、20頁をお願いします。議案第6号「平成28年度活動計画の点検評価及び平成29年度活動計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (中村) 議案朗読をもって説明。尚、この計画については、策定委員会、29番委員(委員長)、26番委員(副委員長)、6番委員、15番委員、18番委員、21番委員、31番委員の7名の委員により審議をいただき委員会の承認をいただいております。
議 長 事務局の説明は終わりました。平成28年度活動計画の点検評価及び平成29年度活動計画について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:50)